

○坂下賢副委員長 みやぎ県民の声の質疑を行います。

なお、質疑時間は答弁を含めて三十分です。佐々木奈津江委員。

○佐々木奈津江委員 みやぎ県民の声の佐々木奈津江でございます。通告に従い、質疑いたします。

まず最初に、子育て支援対策臨時特例基金造成費について伺います。

子供や若者に関する政策について、これまでの様々な取組が着実に前に進められてきていますが、児童虐待や子供の自殺など子供を取り巻く状況は深刻になっており、更にコロナ禍は子供や若者、家庭などに負の影響を与えています。来年四月に子供政策に関する司令塔機能を一本化し、縦割り行政による弊害を解消、是正することも家庭庁が発足します。国は、子供政策をこども家庭庁に一元化しますが、県も同様に円滑な事業推進に向け、体制の整備・強化を図る必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○村井嘉浩知事 子供政策を総合的かつ強力に推進することも家庭庁が設置され、予算倍増の動きもあることは、少子化対策や更なる子供の教育・福祉の充実につながるものと期待しております。我が県では、私を本部長とする次世代育成支援・少子化対策推進本部において部局の枠を超え、全庁を挙げて取り組んでおります。更に、次世代育成・応援基金を創設し、部局の枠を超えて県産木材を活用した置き型授乳室の設置を促進したほか、市町村に対する補助金を大幅に拡充し、産前産後のデイサービスや家事育児支援サービス、一時預かりなどの無償化を推進するなど、強力に施策を推進しております。今後とも、国の動きに呼応しながら各部局で連携して取り組み、少子化対策、子育て支援に力を入れてまいりたいと考えております。

○佐々木奈津江委員 次に、新たな子育て家庭支援基盤整備事業として、今回大郷町だけが事業化することになりましたが、全市町村へ周知はしたのでしょうか。周知の仕方、経緯をお伺いいたします。

○伊藤哲也保健福祉部長 今回の基金事業ですが、令和六年度から本格的にスタートする子育て世帯への包括的な支援体制強化を前に、新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援として、昨年十一月下旬に国から事業の概要が示されました。

県では、速やかに各市町村へ周知及び事業実施に向けた照会を行いました。事業実施の意向を示す市町村がなかったことから、今年五月、また七月にも改めて意向確認を実

施しておりましたところ、大郷町が相談支援機関の施設改修を行うこととなり、今般事業費を補正予算案に計上させていただいております。基金事業の実施期間は令和五年度末までとされており、県では市町村に対して来年度の事業実施に向けた検討を促しております、引き続き市町村と連携を図りながら支援体制の構築を目指してまいります。

○佐々木奈津江委員 この事業は、家事支援やペアレント・トレーニング、ケアリーバー支援など、まさに現場の声が反映されている事業だと思いますので、広く活用していただきたいものです。どうぞよろしく願います。

次に、事業概要には、具体的な内容や金額が示されていますが、なぜ基金造成という事業名にしたのか伺います。

○伊藤哲也保健福祉部長 今回の補正予算でお願いしておりますものは、大宗が基金に積み立てるための増額補正でありますので、その内容を表すものとして基金という表現をさせていただいております。先ほど申しましたように、令和六年度から本格的にスタートする体制強化を前に、今年度、来年度活用するものでありますので、その基金を取り崩して活用する予算についても、市町村と連携しながら、今後、御審議をお願いしたいと思っております。

○佐々木奈津江委員 基金化するということは、年度が変わっても支援が途切れないということだと理解しております。どうぞよろしく願います。

国が子供に関する情報のデータ連携を推し進めている中で、多様化、複合化、複雑化している子供政策の諸課題の解決に向けて、子供たちに身近な市町村がしっかりと仕組みをつくるのが重要と考えます。二〇一八年の厚生労働省の調査によれば、貧困家庭ほど支援の手が届きにくいとの報告があります。貧困である子供、そしてその親に自覚がなく、自ら支援を求めず、行政側の有益な情報も入手できない。また、貧困の自覚があっても周囲の目を気にして支援を求めないからです。そのため、プッシュ型の支援が必要であると考えます。プッシュ型支援を実行するには、市町村の各部署や学校など行政側が持っている子供や家庭に関するデータを連携させ、一元的に活用することによって、必要な支援を素早く適切に実施できると考えます。市町村内で把握できるデータ連携の枠組みの構築をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○伊藤哲也保健福祉部長 現在、各市町村の中でもできる限りの情報連携に努めていると思いますけれども、現在、国では今年度子供に関する各種データの連携による支援実証事業を実施しております。この中で、自治体をまたがる場合のシステム間の連携方法、個人情報取扱い、データ連携における倫理面の課題なども検証することとされております。このようなものの結果も確認しながら、県としても市町村に助言・指導してまいりたいと考えております。

○佐々木奈津江委員 また、市町村の規模、能力や市町村間の地域連携の取組状況に格差が生じないよう、県による適切な支援も必要と考えますが、いかがでしょうか。

○伊藤哲也保健福祉部長 先ほど申しましたように、各市町村で取組に力を入れているわけでありませけれども、県としても様々な会議などの場を通じまして、そういった情報の横展開を含めました助言・指導に努めてまいりたいと考えております。

○佐々木奈津江委員 次に、河川調査費について伺います。

七月の豪雨では、県内各地で堤防が決壊するなど大きな被害が出ました。特に大崎市の名蓋川ではこの七年で三度も氾濫が発生しています。地元の方々からは人災だとの声も上がっています。鳴瀬川水系は、支流の中小河川が広大な大崎耕土を網の目のように走っております。名蓋川だけでなく、この地域には氾濫を繰り返している大江川や渋井川などもあります。また、県内には、北上川や阿武隈川など多くの支流を持つ大河川が幾つもあり、それらにも数年に一度被害が出ています。洪水被害の防止・軽減のためにも、河川の水系単位で総合的に整備・改修していく必要があると考えます。まず、流域治水の基本的な考え方について伺います。

○村井嘉浩知事 委員に御理解いただいておりますとおり、流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえまして、堤防の整備やダム建設などの対策をより一層加速させるとともに、水が集まる集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行うという考え方でありませ。鳴瀬川流域につきましては、水災害対策の取組を進めるため、流域の十二の市町村や河川管理者、農業関係者などによって、令和二年九月に流域治水協議会を設置し、令和三年三月に流域治水プロジェクトを策定・公表しております。鳴瀬川水系流域治水プロジェクトには、県が管理する多田川や大江川、渋井川なども含まれておりまして、計画的にハード・ソ

フト一体となった治水対策に取り組みたいと考えております。

○佐々木奈津江委員 名蓋川を含む鳴瀬川流域の治水計画の目標年次はいつになるでしょうか。また、知事は輪中堤も選択肢の一つというふうなお考えを示されました。具体的にどのような事業を想定しているのか伺います。

○千葉衛土木部長 まず、名蓋川につきましては、先月有識者で構成されます検討会を設置いたしましたして、被災のメカニズム把握とともに既存の災害復旧制度をはじめ、今年五月に新たに創設されました流域治水型の災害復旧制度も最大限活用しながら、復旧対策を検討することとしてございます。具体的には、堤防強化を含めた河道の改修とともに、遊水地や輪中堤などの流域治水の考え方を取り入れた対策を検討してございます。復旧にはおおむね三年から五年の期間を要すると考えておりますが、名蓋川につきましては、近年度重なる被害を受けておりますことから、一日も早い完成に向けしっかりと取り組んでまいります。

また、鳴瀬川全体の流域治水プロジェクトにつきましても、短期・中期・長期という目標を定めながらハード・ソフト一体となって継続的にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○佐々木奈津江委員 ハード整備には長い時間と多額の予算が必要です。ハード整備に時間がかかるのであれば、人命や農地、宅地などの財産を守るために現時点でやれるソフト対策も重要であると考えます。どのようなソフト対策を想定しているのか伺います。

○千葉衛土木部長 流域治水対策は、河川改修などハード整備のみならず、ソフト対策も重要であると認識してございまして、これまでも水位計や監視カメラの設置を進めてきたところでございまして、現在も洪水浸水想定区域や水位周知河川の指定などを推進してきたところでございます。名蓋川につきましても、早期の災害復旧はもちろんのこと、被害軽減を図るためにはソフト対策も重要だと考えてございますので、県では大崎市から要望がありました水位周知河川の指定に向けて検討を進めているところでございます。今後とも市町村と連携し、必要なソフト対策についてしっかりと検討してまいりますと思います。

○佐々木奈津江委員 昭和六十一年の八月豪雨で大きな被害を出した鹿島台地区では、農家の理解と土地改良区の尽力もあり、人命や家屋を守るために一時的に田んぼに水を

ためました。農家の方々の苦渋の選択、御心中お察しするに余りあることです。緊急時の対策として様々な方法があるかと思いますが、このような事例の活用・普及に向けて、県が指導力を発揮するべきと考えますが、いかがでしょうか。

○千葉衛土木部長 我が県の河川は、上流部は急峻な河川勾配となつてございますが、中流部から下流部は平野が広がりまして、非常に緩やかな河川勾配となつているため、古くから河川の氾濫被害が繰り返されてきたところでございます。このため県では、洪水時の被害軽減を図るため、中流部の農地を中心に多くの水をためるための遊水地を整備してきたところでございます。近年の温暖化の影響によりまして、洪水被害が激甚化・頻発化する中、やはり河道だけでは対応し切れない洪水に対しまして、遊水地は有効な治水施設であると考えておりますので、流域全体の土地利用状況なども踏まえながら、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○佐々木奈津江委員 選択肢の一つとしての輪中堤ですが、集落全体を囲うのは膨大な予算と年月がかかると思われます。大切な財産である人命と住居だけを守るのであれば、住居を移転集約すれば効率的と考えますが、そのような方法も検討されているのか伺います。

○千葉衛土木部長 鳴瀬川水系流域治水プロジェクトにおきましては、被害を減少させるための対策といたしまして、氾濫域における適正な土地利用の規制誘導や宅地のかさ上げなどを位置づけてございます。御質疑ありました宅地の移転集約の検討に当たりましては、地域コミュニティーやまちづくりにも影響を及ぼすと考えてございますことから、まずは市と連携して地元住民の方の御意見を伺って、その上で検討してまいりたいと考えおります。

○佐々木奈津江委員 次に、農地等災害復旧費について伺います。

七月の記録的大雨により県北地域を中心に道路や河川、農業施設や農作物などに二百四十七億五千万円余りの被害が出ました。私たちみやぎ県民の声は現地に伺って、被災された農家、住民、そして自治体関係者の方々から深刻なお話を伺うことができました。その内容につきましては、既に災害対策に関する要望書にまとめ、知事にお渡しさせていただいております。

湛水排除事業について伺います。

この事業によって整備される農業用の排水機場は、農地のみならず地域の宅地などの排水も担い、浸水被害を防止する非常に重要な公益的機能を持つものです。この事業は、昭和の時代から行われており、既に老朽化や更新時期を迎えているものも少なくありません。この排水機場などの能力が低下したり、機能が失われてしまうと農地だけでなく、住宅地を含む周辺地域の浸水被害につながるおそれがあります。新設整備も重要ですが、既存施設の定期的な点検・整備も重要と考えます。日常の管理やメンテナンス、修繕などはどのように行われているのか、伺います。

○宮川耕一農政部長 農業用排水機場でございますけれども、ただいまお話あったように、農地のみならず地域の排水も担っております。平時及び出水時の適正な機能発揮が求められますので、日常のメンテナンスや管理が極めて重要であると認識しております。メンテナンスや管理につきましては、土地改良区などの施設管理者が行う巡回点検による異常等の把握及び軽微な補修などの日常管理に加えて、ポンプメーカー等の専門技術者による年一回程度の定期点検も実施されております。農業用排水機場の多くが造成から相当の年数を経過し老朽化が進行しておりますので、施設の機能が適正に発揮されますよう、引き続き長寿命化対策等を推進いたしますほか、施設管理者の取組を支援してまいります。

○佐々木奈津江委員 排水機場の管理は土地改良区が行っているものが多いですが、実際の運転操作は土地改良区から委託された農家の方々が担っていると伺いました。しかし、農家の方々も高齢化が進み、更に農村地域の過疎化など人員不足に陥り、継続できなくなることが予想されます。今後の人材確保に向けた考えや取組について伺います。

○宮川耕一農政部長 農業用排水機場の運転管理につきましては、土地改良区職員のほか土地改良区から作業委託された農家が行っております。農家の高齢化等に伴い作業委託の後継者不足が懸念されております。そのため県では、後継者不足に備え、宮城県土地改良事業団体連合会と連携し、土地改良区の職員を対象に、実際に施設を点検・操作するなどの研修会を年三回程度開催いたしまして、職員の技術力向上を図り、職員自らが運転管理、または作業を委託する農家へ指導できるよう人材の育成・確保に努めております。

○佐々木奈津江委員 河川に設置されている水門施設は、増水時に河川の水が農地や市街地の川へ流入するのを防ぐ重要な役割を担っています。これらについても、適切な管理・運用が求められますが、排水機場同様に運転操作に関わる人材不足が懸念されます。自動化の現状や今後の整備方針について伺います。

○宮川耕一農政部長 農業用水路等の水門施設でございますけれども、排水樋管により単独で自然排水する方式、それから排水樋管と排水機場を併用しまして機械排水する方式がございます。いずれも、河川等の水位の状況により水門を操作することとしておりまして、排水先の水位が高い場合には自然排水ゲートを閉じて、排水機場により機械排水することになってございます。県としては、適切な排水施設の運用管理と操作する人員の安全を確保するため、施設管理者及び関係機関の意向も踏まえながら、水門施設の自動化についても検討してまいりたいと考えてございます。

○佐々木奈津江委員 溢水時に水が流れ込んだ農地にはごみ、土砂も流れてきます。これらは早急かつ適切に撤去しないと悪臭など衛生上の問題が発生するほか、次の作付に大きな支障を来すおそれがあります。これらの撤去に係る費用も災害復旧事業で対応できるのか伺います。

○宮川耕一農政部長 大雨の際に河川などから流入したごみや土砂などが、遊水地内の農地や水路などに堆積し、農地としての利用に支障が生じた場合、あるいは用排水路などの施設の機能が確保できないと判断された場合で一定の要件に該当する場合には、その効用回復を図るため、災害復旧事業でごみや土砂などの撤去・処分を行うことが可能となっております。その用排水路の断面が一定割合以上阻害されているとか、あるいは撤去に係る事業費が一件当たり四十万円を超えるなどの要件はございますけれども、かなり手間がかかるものはこれでカバーできるということでございます。また、これは別な事業なんですけど、ポンプの運転により浮遊ごみなどが排水機場に集積された場合も、湛水排除事業によりごみなどの撤去・処分を行うことができるということで、こういういった事業を活用してお手伝いしております。

○佐々木奈津江委員 次に、農業用ため池安全対策費について伺います。

今年に入ってから、栗原市や青森県で子供がため池に転落して亡くなるという悲惨な事故が相次ぎました。県の調査の結果、県内には五千百七十五か所のため池があり、

そのうち七百三十四か所でネットフェンスに穴が空いていたり、危険を知らせる看板が倒れていたとのことでした。まず、四月の栗原市の事案では、市は事故後翌日から市内の全てのため池の安全対策の状況などの緊急点検を実施し、事故現場へは、ため池に落ちた際に直ちに這い上がるためのネットを設置しました。県としても一刻も早い対応が必要だったと考えますが、今回の予算を六月補正で出さなかったのはなぜでしょうか、伺います。

○宮川耕一農政部長 今年の四月五日に栗原市で発生いたしました農業用ため池での水難事故を受けた後の県の対応ということでございますけれども、県では事故発生直後の四月六日に施設管理者であります市町村、それから土地改良区に対しまして農業用排水施設の安全管理の徹底について周知をいたしましたほか、一緒になって四月六日から四月二十八日にかけてまして、農業用ため池の緊急点検、危険箇所の確認作業などを実施させていただきました。また、緊急に安全対策が必要と判断される農業用ため池の洗い出しを行います、立入禁止の看板がなかったところはそれをすぐ立てるとか、とにかく仮設で、黄色と黒のしましまのトラロップで立ち入らないようにするとか、そういう応急対策に最優先で取り組んでおりました。その後、五月二十七日になりますけれども、団体営・ため池施設管理担当者会議を開催しまして、農業用ため池の安全対策について県の基本方針を示しましたほか、国庫補助事業の活用について検討するため市町村等と調整を図りながら、六月二十日までに農業用ため池ごとの年次計画等について整理をしました。どのため池を何年ぐらいまでにどういう整備をするかというようなことを整理させていただいたということです。また、今年度中の施工を可能とするために、年度途中での事業化・予算化につきまして、国の補助事業も活用することになりますので、国と調整させていただいたところです。国庫補助事業等を活用し、かつ今年度中に安全施設の設置を行うためには、こうした調整が必要でございましたので最終的に予算計上が九月補正になったということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○佐々木奈津江委員 今回の調査結果である五千百七十五か所のため池には、個人所有の小規模なため池も網羅されているのか伺います。

また、個人所有の小規模なため池は、設置経緯や相続などにより正確な所有者や管理者が不明なもの、管理も行き届いていないものも少なくないと考えます。このような



ため池の管理や事故対策をどのように考えているのか、伺います。

○宮川耕一農政部長　まず、県が把握しております農業用ため池でございますけれども、これは規模の大小にかかわらず農業用水を供給している農業用ため池の全てを網羅しております。その中には、個人が所有されている農業用ため池も含まれてございます。また、所有者が不明なものもございますので、この所有者が不明な農業用ため池につきましては、現在、市町村が所有者の確認調査を進めております。なお、所有者にかかわらず実際の管理は市町村または水利組合が行っているということでございますので、適正に管理されているものと考えてございます。また、安全対策でございますが、この安全対策につきましても規模の大小にかかわらず、人が容易に立ち入ることができるということで優先度が高いものから安全対策が計画的に実施されるように、市町村や施設管理者の意向を踏まえながらしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○佐々木奈津江委員　令和元年七月に施行された農業用ため池の管理及び保全に関する法律では、所有者に対し適正管理を義務づけています。これは、努力義務とはいえ、法律上の義務であります。農業用ため池の個人所有者に対して、法律の施行や適正管理について、どのように周知徹底を図っているのか伺います。

○宮川耕一農政部長　令和元年七月一日に農業用ため池の管理及び保全に関する法律が施行されておりますけれども、県では市町村に対しまして法の施行前に事前説明を行いましたほか、法施行後にも個人所有の農業用ため池の届出の必要性も含めまして、改めて周知徹底を図っております。また、法施行に伴い必要となる事務処理等についても文書で通知をいたしました。市町村は、これを受けて、農業用ため池を所有する個人への周知を行っております。届出は適切に行われたものと考えております。

○佐々木奈津江委員　小規模なため池でも危険周知看板を設置するなどの安全対策費用が多額になれば、所有者は対策をちゅうちよするのではないかと考えます。補助金などの支援はあるのでしょうか、伺います。

○宮川耕一農政部長　それはございます。小規模な農業用ため池につきましても、国庫補助事業を適用して安全対策を行うことは可能となっております。今年度中に可能な限り、安全対策の推進を図る観点から国庫補助事業の確保については国と協議をして、今年度活用できる事業が三つございまして、一つは防災重点農業用ため池緊急整備事業、

農業水利施設危機管理対策事業、三つ目が長寿命化・防災減災事業、それぞれ補助率等若干異なる部分ございますけれども、小規模なため池でも活用可能でございますので、そういったものを活用して整備を進めてまいりたいと考えてございます。

○佐々木奈津江委員 農業用に限らず沼や河川、水路、防災用ため池など、危険な箇所は多数存在いたしますが、これらを網羅した安全対策の一元化が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○宮川耕一農政部長 警察庁の令和三年における水難の概況によりますと、水難事故は海や河川での発生率が最も高く約八三%、用水路などは約九%となっております。水難事故の発生場所は農業用水利施設に限らず多岐にわたると認識しております。海岸、河川、湖沼、ため池、水路など水難事故が発生し得る場所は、自然、人工など成り立ちの違い、整備目的の違い、レジャーなど一般利用ができるかどうかなど、諸条件が多様でありまして、安全対策につきましてはそれぞれの特徴を熟知している各管理者で行うことが効率的かつ効果的であると考えてございます。なお、水難事故を防止する観点での普及啓発などソフト面につきましては、一元化が効果的な場合もあるものと考えられますので、今後検討してまいりたいと考えてございます。

○佐々木奈津江委員 ただいま答弁にありましたソフト面のことでございますが、事故防止には立入りを防ぐための柵やフェンス、転落時につかまるネット、安全ロープの設置など早急な整備が必要ですが、ハード面での対策には費用と時間がかかります。ため池で犠牲となるのは子供や高齢者が多く、学校や家庭で危険な水面に近づかないというソフト面での対策も重要と考えます。現在の取組状況についてお伺いいたします。

○宮川耕一農政部長 事故防止のためには何よりもため池に近づかない、遊ばないことが重要でありまして、大人たちから子供たちにしつかりと伝えていただく必要があると考えてございます。そのため、県政日より、県政ラジオを活用しながら、ため池の立入禁止等の注意喚起を広く県民に発信してまいりました。更に今回の事故を受け、啓発用の動画を制作いたしましたして、インターネットで公開いたしましたほか、その動画を活用して学校で出前授業を実施するなど、大人から子供まで農業用ため池の危険性の理解が広がるように努めております。県としては、引き続き、宮城県農業用排水施設安全対策委員会及び地方安全対策委員会という会を設置しておりますので、ここを中心として

教育庁等関係機関との連携により学校や家庭における対策を講じてまいりたいと考えています。